

議案第 51 号

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成18年9月8日

生駒市長 山下 真

生駒市行政組織条例の一部を改正する条例

生駒市行政組織条例（平成2年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「企画財政部」を「総務部」に、「市民部」を「市民こども部」に、「生活環境部」を「環境部」に改め、「開発部」を削る。

第2条市長公室の項第2号中「広報」を「広報広聴及び陳情」に改め、同項第4号及び第5号を削り、同項第3号を同項第8号とし、同項第2号の次に次の5号を加える。

- (3) 市行政の総合政策及び総合調整に関すること。
- (4) 特命による重要施策の調査、計画及び推進に関すること。
- (5) 総合防災に関すること。
- (6) 消費生活に関すること。
- (7) 市民相談に関すること。

第2条市長公室の項に次の1号を加える。

- (9) 他の部の所管に属さないこと。

第2条企画財政部の項第2号及び第3号を削り、同項第4号を同項第2号と

し、同項第5号を削り、同項第6号を同項第3号とし、同号の次に次の2号を加える。

(4) 交通政策に関すること。

(5) 市民活動の推進に関すること。

第2条企画財政部の項中第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 工事の検査に関すること。

第2条企画財政部の項中第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 市税の賦課及び徴収に関すること。

第2条企画財政部の項第13号を削り、同項を同条総務部の項とし、同条市民部の項第2号を削り、同項第3号中「人権施策」の次に「の推進」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第6号とし、同項第2号の次に次の3号を加え、同項を同条市民こども部の項とする。

(3) こども政策の総合的な企画及び調整に関すること。

(4) 児童の福祉に関すること。

(5) 国民健康保険及び国民年金に関すること。

第2条福祉健康部の項第1号中「関すること」の次に「(前項第4号に係るものを除く。)」を加え、同項第2号中「少子化対策及び」を削り、同項第5号を削り、同条生活環境部の項中第4号から第6号までを削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 環境政策の総合的な企画及び調整に関すること。

第2条生活環境部の項に次の2号を加え、同項を同条環境部の項とする。

(5) 緑化の推進に関すること。

(6) 公園及び緑地等に関すること。

第2条建設部の項第3号を削り、同条都市整備部の項第2号を削り、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 市街地再開発事業に関すること。

(3) 関西文化学術研究都市に関すること。

第2条都市整備部の項に次の1号を加え、同条開発部の項を削る。

(6) 下水道に関すること。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。